

## 議案第18号

### 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月15日提出

川崎市長 阿部 孝夫

### 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部を改正する条例

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第7条の2」に改める。

第7条の見出し中「に該当しない」を「に相当する」に改め、同条中「が総体として対象事業に相当すると認める場合は、それらの建築行為又は開発行為」を「を行う区域が隣接し、及びそれらの建築行為又は開発行為の時期が近接していること等、総体として対象事業に相当するものとして規則で定める条件に該当する建築行為又は開発行為」に改め、第1章中同条の次に次の1条を加える。

（勧告及び事実の公表）

第7条の2 市長は、前条の規定による指導に従わない事業者に対し、その理由等について意見を求めるものとする。

2 市長は、前項の事業者の意見がなかったとき、又はその意見に正当な理由がないと認めたときは、当該事業者に対し、前条の規定による指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 第1項の事業者の意見
- (3) その他規則で定める事項

第20条第2号中「申請」の次に「（同法第34条の2第1項に規定する協議にあっては、協議の申出）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

2 以上の建築行為又は開発行為の区域が隣接し、及び当該行為の時期が近接している等、対象事業に相当する行為を行う事業者に対して、対象事業に係る手続に準じた手續を行うよう指導することができる事業の範囲を見直し、並びに当該指導に従わない事業者の氏名等を公表することができることとするため、この条例を制定するものである。